

## 矢掛町下水道施設の寄附に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢掛町以外の者が設置した下水道施設の寄附について、必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 下水道施設を寄附しようとする者（以下「申込者」という。）は、町長に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、下水道施設寄附申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。

(受入れ)

第3条 町長は、前条の申込書を受理したときは、次の各号に掲げる内容を確認し、相当と認める場合は、必要な条件を付し寄附の受入れをすることができる。

(1) 寄附しようとする下水道施設（以下「寄附物件」という。）が、矢掛町（以下「町」という。）の公共下水道計画に基づいて設置されていること。

(2) 寄附物件が、矢掛町下水道工事標準仕様書に基づいた構造であること。

(3) 寄附物件が、町の検査に合格していること。

2 町長は、前項による寄附の受入れをしたときは、申込者へ下水道施設寄附受入書（様式第2号）を交付する。

(寄附物件の維持管理)

第4条 前条第1項により受け入れた寄附物件は、町が維持管理を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。